

2 サービス等利用計画の導入と障害福祉サービス利用の組み合わせについて

(1) 概要

本年6月30日の会議資料において、就労継続支援の通所による利用が困難な場合における、施設入所支援と就労継続支援の利用の組み合わせ及び障害程度区分が4（50歳以上は3）よりも低い者について、グループホーム・ケアホームでの受け入れが困難な場合等における、施設入所支援と生活介護の利用の組み合わせについて、ケアマネジメント等の手続きを経た上で、利用の組み合わせの必要性が認められる場合には、市町村の判断で認めることができるようにする方向で検討する旨お示ししていたところであるが、必要な省令、通知等を改正し、平成24年度から実施する予定である。

なお、ケアホームにおけるホームヘルパーの利用の組み合わせについては、現行の経過措置を延長することとする。

(2) 基本的考え方

現行制度の基本的な考え方（職住分離や地域移行）は維持しつつ、ケアマネジメントの手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合には、市町村の判断で認めることができることとする。

(3) 対象者

平成24年4月以降、①就労継続支援と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者又は②生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害程度区分が4（50歳以上の者は3）より低い者

ア 自立支援法施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）

イ 自立支援法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者

ウ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者

エ 新規の入所希望者

生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせについては、障害程度区分1以上の者を対象とする。なお、今回の制度見直しは、在宅生活が困難な者に対する施設入所に関するものであり、通所による生活介護の利用要件（障害程度区分3（50歳以上の者は2）以上）は変更しない。

(4) 組み合わせを認める手続き

本人の意向を踏まえ、以下の判断の視点及び手続きを踏まえて判断するものとする。なお、支給決定の更新の際も同様とする。

ア 判断の視点

- ・ 入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの
- ・ 地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの

(参考)

○ 障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

（法第五条第十一项に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の五 法第五条第十一项に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号のいずれかに該当する障害者に対して行う入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援とする。

一 生活介護を受けている者

二 自立訓練又は就労移行支援（以下この号において「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの

イ 手続き

（ア）市町村における全体方針の検討

- 市町村の自立支援協議会において、当該市町村における施設入所支援と生活介護（障害程度区分3（50歳以上の者は2）以下の者）又は就労継続支援の利用の組み合わせに対する対応方針等について、地域における障害福祉サービスの提供体制等を踏まえた上で、平成24年3月までに協議を行うことが望ましい。

※ 地域において必要なサービスが提供できる等の理由により、仮に新規入所者の利用の組み合わせを原則として認めない場合であっても、旧法施設入所者等（（3）のアからウ）については、引き続き、施設入所との組み合わせを可能とする。

- 市町村の自立支援協議会に一定期間ごとに本組み合わせの対象者の

数や状況報告を行い、地域の社会資源の開発等につなげるよう努める。

(イ) 個別の利用者に関する手続き

- 指定特定相談支援事業者が、上記の判断の視点等を踏まえて当該組み合わせが適当であるか否かを検討し、サービス等利用計画案を作成。
- 市町村は、支給決定に当たっては、サービス等利用計画案を勘案して、当該組み合わせが適当であると認める場合に支給決定を行う。
- 市町村は、当該支給決定に当たって、必要に応じて市町村審査会に諮ることが望ましい。
- 支給決定後において、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は、継続サービス利用支援（モニタリング）を実施し、組み合わせが適当であるか否かについて検討を行い、見直しが必要な場合にはサービスの組み合わせの変更等に係る申請を利用者に勧奨するものとする。

ウ 手続きの適用時期

(ア) 平成24年3月末時点での施設入所者（(3)のアからウ）

サービス等利用計画作成については、3年間で段階的に拡大していくこととしている。

当該者については、原則、支給決定の更新時には計画を作成することを基本とし、計画作成の対象とすることとした上で、引き続き、当該組み合わせを認めて差し支えないこととする。

※ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設に入所している者（(3)のウ）については、64ページ参照。

(イ) 平成24年4月以降の新規利用者（(3)のエ）

上記手続きを経たものに限り認めることとする。

なお、平成24年4月から直ちに当該組み合わせによる利用が必要となる者が想定されることから、都道府県におかれては、管内市町村に対して、当該者の申請やサービス等利用計画作成等の準備を行い、4月からの利用に支障が生じないように、周知徹底を図るようお願いする。また、都道府県教育委員会等と連携を図り、平成24年3月に特別支援学校等を卒業する見込みであって、就労継続支援又は生活介護（障害程度区分が4より低い者の場合）及び施設入所支援との組み合わせによるサービス利用を希望する者については、市町村と特別支援学校との間で連携を図り、申請やサービス等利用計画作成等の準備を進めることができるよう周知されたい。